

## 決算・確定申告個別相談会に関するお願い

市川町商工会では、個人事業主の方を対象に、決算・確定申告個別相談会を開催します。混雑の回避とスムーズな対応のため、下記のとおりご協力をいただきますようお願いいたします。

- ✓ 相談は予約制、1枠1時間とさせていただきます。  
対象の方には別途ご案内を郵送しておりますので、日程をご確認ください。
- ✓ 日程の変更については必ず事前にご相談ください。  
事前に連絡がなく来会された場合、状況により対応できない場合がありますのでご了承ください。
- ✓ 事業所得・不動産所得のある方のみ受け付けます。  
ご家族の方の確定申告については、お住まいの市町の窓口または姫路税務署にご相談ください。
- ✓ 譲渡所得、配当所得、相続税（贈与税）などは税理士や税務署へご相談ください。
- ✓ 医療費控除を受けられる方は、個人別、病院・薬局別に集計をしてください。
- ✓ マイナンバーカードで申告書を送信される方は、各自で設定した数字4桁および英数6～16桁の暗証番号が必要です。ご不明な場合はお住まいの市町の窓口で再設定の手続きをお願いいたします。
- ✓ 昨年マイナンバーカードで申告書を送信された方には、税務署からのお知らせハガキは届きません。  
国税庁のメッセージボックスから確認いたしますので、マイナンバーカード等を忘れずにお持ちください。
- ✓ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合、データ送信ができません。  
お住まいの市町の窓口で更新手続きをお願いいたします。
- ✓ 各種控除証明書や必要書類等について、不備のないよう事前に確認の上相談日にご持参ください。
- ✓ 消費税の申告書を作成する際には、「区分経理をした帳簿」が必要になります。税区分の集計ができない場合は消費税申告に係る計算ができませんので、商工会で確定申告指導を受けられる際には、あらかじめ集計表をご用意ください。

## 姫路税務署 から 確定申告 に関するお知らせ

≪申告書等の控えへの收受日付印の押捺が廃止されています≫

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押捺を行っておりません。

申告書等の提出の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出していただきますようお願いいたします。

≪確定申告会場で相談を検討されている方へ≫

場 所 姫路労働会館（姫路市北条1丁目98番地） ※姫路税務署内には開設しておりません

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月) 土・日・祝日を除く ※3月2日(日)は相談・受付を行います

受付時間 9時～16時 ※入場整理券の配布状況により早めに相談受付を終了する場合があります

- ・確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。
- ・入場整理券は各会場で当日配布しますが、国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます。
- ・入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ・会場では、原則ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます。
- ・姫路労働会館には、来場される方のための駐車場はありません。  
来場の際は、公共交通機関をご利用いただくか、お車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

≪ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください≫

税務署では、申告や納税などの手続きを、税務署や金融機関に出向くことなくインターネットを通じて行うことができる「e-Tax」のサービスを提供しています。「e-Tax」では、所得税や消費税の申告、すべての国税の納税、各種届出書の提出などを自宅や事業所のパソコン・スマートフォンで行うことができます。

ぜひご利用ください。 お問合せ先：姫路税務署 TEL 079-282-1135（自動音声で案内）

<各種相談のご予約>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



# 令和7年税制改正で「103万円の壁」はどうなる？

2024年12月に、「令和7年度税制改正大綱」が発表されました。

今回の改正では、私たちの暮らしや働き方に大きな影響を与える改正が多く盛り込まれました。その中でも特に注目されているのが、いわゆる「103万円の壁」の解消を目的とした基礎控除と給与所得控除の引き上げです。

## 1. 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

物価上昇に伴う税負担の増加を緩和するため、所得税の基礎控除額が48万円から58万円に引き上げられます。また、給与所得控除の最低控除額が55万円から65万円に引き上げられます。

### ①基礎控除の控除額

本人の 合計所得金額	所得税		住民税 (改正なし)
	現行	改正案	
2,350万円以下	48万円	<b>58万円</b>	43万円
2,400万円以下		48万円	
2,450万円以下	32万円	32万円	29万円
2,500万円以下	16万円	16万円	15万円
2,500万円超	0円	0円	0円

### ②給与所得控除額（所得税・住民税共通）

給料収入 (A)	現行	改正案
162.5万円以下	55万円	<b>65万円</b>
180万円以下	$A \times 40\% - 10$ 万円	
<b>190万円以下</b>	$A \times 30\% - 8$ 万円	$A \times 30\% - 8$ 万円
360万円以下		$A \times 30\% - 8$ 万円
660万円以下	$A \times 10\% - 44$ 万円	
850万円以下	$A \times 10\% - 110$ 万円	
850万円超	195万円（上限）	

## 2. 特定親族特別控除の新設

同一生計の19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族としての所得制限を超えた場合にも、一定の所得控除を受けられる「特定親族特別控除」が設けられました。

	親族等の給料収入	親族等の合計所得金額	控除額	
			現行	改正案 ( )内は住民税
扶養控除	123万円以下 (現行103万円)	58万円以下 (現行48万円)	63万円 (45万円)	63万円 (45万円)
特定親族 特別控除	123万円超 <b>150万円以下</b>	58万円超 85万円以下	控除なし	61万円 (45万円)
	150万円超 155万円以下	85万円超 90万円以下		51万円 (45万円)
	155万円超 160万円以下	90万円超 95万円以下		41万円 (41万円)
	160万円超 165万円以下	95万円超 100万円以下		31万円 (31万円)
	165万円超 170万円以下	100万円超 105万円以下		21万円 (21万円)
	170万円超 175万円以下	105万円超 110万円以下		11万円 (11万円)
	175万円超 180万円以下	110万円超 115万円以下		6万円 (6万円)
	180万円超 185万円以下	115万円超 120万円以下		3万円 (3万円)
	185万円超 <b>188万円以下</b>	120万円超 123万円以下		控除なし
188万円超	123万円超			

## 3. 扶養親族等の合計所得金額要件等の調整

基礎控除や特定親族特別控除の見直しに伴い、関連する所得要件も変更されます。

これらの変更により、これまで控除対象外だった人が、新たに対象となる可能性があります。

	現行の所得要件	改正後の所得要件
同一生計配偶者 および扶養親族	48万円以下	<b>58万円以下</b>
ひとり親家庭の子ども		
勤労学生	75万円以下	<b>85万円以下</b>

上記の見直し等については、自由民主党、公明党及び国民民主党の3党による協議が引き続き行われる見通しであるため、今後の3党協議や税制改正関連法案の審議動向により変更となる可能性があります。